

勝山市森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

令和 6年 3月

福 井 県

勝 山 市

目 次

- I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・P1～P4
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備及び保全に関する事項
- 第1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・P5～P12
 - 1 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
 - 2 森林の整備及び保全の目標
 - 3 森林の整備及び保全の基本方針
 - 4 環境保全の森及び資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係
 - 5 森林の立竹木の伐採に関する事項
- 第2 造林に関する事項・・・P13～P18
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・P19～P21
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・P21～P25
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・P25～P26
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項・・・P26～P27
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 P27～P29
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項 P29～P30
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

- III 森林の保護に関する事項 P31～P33
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

- IV 森林の保健機能の増進に関する事項 P34
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - 4 その他必要な事項

- V その他森林の整備のために必要な事項 P35～P38
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 針広混交林化に関する事項
 - 7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事業

8 その他必要な事項

別表 1	公益的機能別施業森林の区域	．．．．．	P39～P40
別表 2	公益的機能別施業森林の区域内の森林における施業の方法	．．．．．	P41～P42
別表 3	基幹路網の整備計画	．．．．．	P43～P45
別表 4	林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画	．．．．．	P45
別表 5	保健機能森林の区域	．．．．．	P46
別表 6	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の 施業の方法	．．．．．	P46
別表 7	．．．．．	．．．．．	P46

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(現状)

本市は、福井県の北東部に位置し、南は大野市、西は吉田郡永平寺町、北西に坂井市、南西は福井市に接しており、石川県に接する北側は、越前甲、取立山、大長山に連なる1,300m前後の加越国境の山々に接する山岳地帯である。その山並みを水源とする滝波川は、市の中心部を南東より南西にかけて流れる県下最大河川である九頭竜川に合流し、流域は勝山盆地を形成しており、周辺に集落や農耕地が散在している。また、西から北へ国道416号が、北から南東へ国道157号がそれぞれ市の中心部を横断、西から南東へ市の郊外部を中部縦貫自動車道が縦断している。

本市の総面積は、25,388haであり、森林面積は、20,185haで総面積の約80%を占めている。民有林面積は、18,183haで、その内スギを主体とした人工林の面積は、7,762haであり、人工林率42.7%で県平均(45.2%)とほぼ同等である。しかし、40年生以下の若い林が1,074haで、13.8%と多くを占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

(課題)

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山林、林業生産活動が積極的に実施されるべき育成林、更には公益的機能の高い広葉樹が生育する天然林で構成されている。また、森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから、以下のような課題がある。

- ① 南東部地区について、昭和30年代から40年代において造林が積極的に行われていた地域であり、初期的な保育施業は終了した林分が多いため、今後における造林施業については、長伐期施業に合わせた間伐施業を計画する。また、松枯れ被害木も多く存在しているので、林地保全の観点から、樹種転換等森林整備を行う必要がある。
- ② 南西部地区は当市の中心に位置し、林業の最も盛んな地域である。人工林率も高く、その中でも7令級以下の要保育林分が多く、今後も、保育、間伐等を適正に実施していくことが必要である。また、当該地区には、保安林等の制限林が広範囲で存在しており、水源の涵養、国土の保全、そして森林レクリエーション等の諸機能を高度に発揮していることもあり、住民の生活環境において中心的な役割を果たしている。今後も、こうした公益機能林についても、積極的に整備を実施していく必要がある。
- ③ 北東部地区は、全域的に豪雪地帯であり、植栽木の生育が悪い状況にある。また、標高が高いことから、天然林が残されている区域があり、水土保持の役割が大きい。今後は、人工林の保育に加え、天然林の整備、保護についても、実施していく必要がある。保健機能森林周辺においても、森林レクリエーションの場として活用を図る。

2 森林整備の基本方針

「越前地域森林計画」では、本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件及び社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」及び「木材生産機能林」の5つの区域に区別し、本計画区の望ましい森林の姿を踏まえ、森林の適正な整備及び保全の実施により安定的に推移する姿を「指向する森林の姿」として示し、これを長期的な森林整備の目標としている。

この場合、森林の長期的な特性を踏まえ、指向する森林の姿への移行期間はおおむね40年後とし、これに到達する過程として計画期末を中間目標として示すものとしている。

なお、この5つの区域について森林整備を効率的に推進する観点から、目指すべき森林の姿を森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を進めるものとしている。

本市においても、上位計画である「越前地域森林計画」に従い、森林の持つ7つの機能を2つにゾーニングし、森林施業を行う方法を規定する。

また、森林施業の推進方策は、森林の生育状態によって異なるため、育成林、天然生林という人為の程度、単層、複層という森林の階層構造に着目し、育成単層林、育成複層林、天然生林の3つに区分する。これらの3つの区分ごとに期待される機能の発揮に向け、森林施業を進める。

(1) 環境保全の森

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

- ・主として水源涵養、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	②天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜

・主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全及び創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	②育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜

(2) 資源循環の森

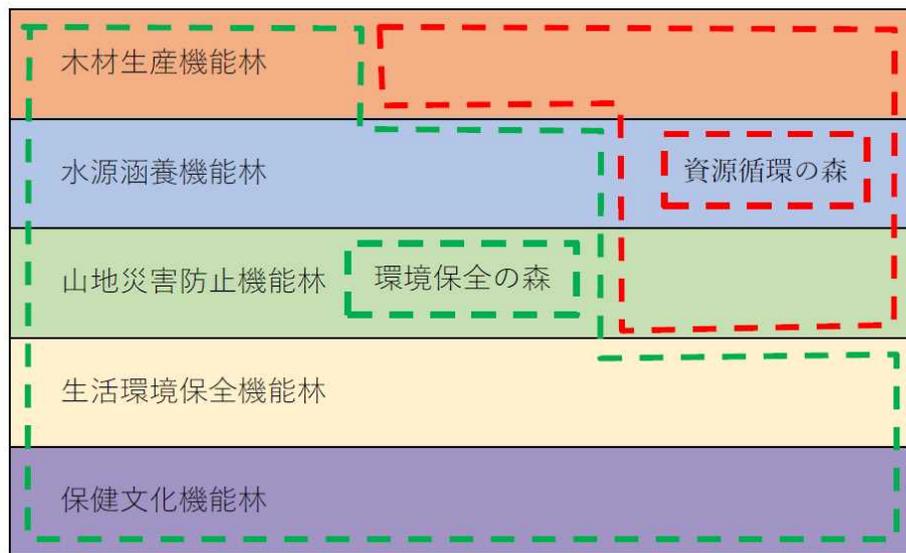
木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

・主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成単層林	・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐及び多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	②育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	③天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じて更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能区分との関係（概念図）



3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署長等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備及び保全に関する事項

第1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市の森林整備の基本的な考え方は、森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう、特に7つの機能の発揮に配慮し、それぞれの区域の森林に応じた機能に着目した森林整備を行うことである。

「越前地域森林計画」では、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林及び木材生産機能林の5つの区域に区分し、森林施業を行う方法を規定している。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐及び主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業や森林の適正な管理・経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

また、森林施業の推進方策は、森林の生育状態によって異なるため、育成林、天然生林という人為の程度、単層、複層という森林の階層構造に着目し、育成単層林、育成複層林、天然生林の3つに区分する。これらの3つの区分ごとに期待される機能の発揮に向けた森林施業の推進方策を表1に示す。

2 森林の整備及び保全の目標

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備及び保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

なお特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

3 森林の整備及び保全の基本方針

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、

山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林及び木材生産機能林の5つの区域に区分する。

(2) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備及び保全の方針

①水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い土壌基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

③生活環境保全機能林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための適切な管理、防風に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。

④保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史

跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための適切な管理を推進する。

⑤木材生産機能林

住民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

表1 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林施業の方策

項目		機能		
		水源涵養機能林 山地災害防止機能林	生活環境保全機能林 保健文化機能林	木材生産機能林
基本方向		・高齢級の森林への誘導及び伐採に伴う裸地面積の縮小・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
主な施業と誘導方向	育成単層林	・針葉樹単層林（緩傾斜、高成長量）は適切な保育、間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林（里山等の緩傾斜、高成長量）は景観等への影響を配慮した適切な保育、間伐を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林（緩傾斜、高成長量）は適切な保育、間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
	育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐を基本に状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交林の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山林等は、広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導
	天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助等により適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

4 環境保全の森及び資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源循環の森

木材の持続的な生産を主目的とする次の基準（目安）をすべて満たす人工林

- ・ 標高800m未満（スギの場合。樹種により異なる。）
- ・ 傾斜35度未満
- ・ 林道からの距離500m未満
- ・ 普通林又は禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源循環の森」としていく。

（参考）各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全の森	・ 木材生産機能林	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・ 水源涵養機能林	・ 主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・ 山地災害防止機能林	・ 主として山地災害防止機能／土壌保全機能の維持発揮を図る森林
	・ 生活環境保全機能林	・ 主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・ 保健文化機能林	・ 主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源循環の森	—	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する。)

（参考）

(1) 育成単層林

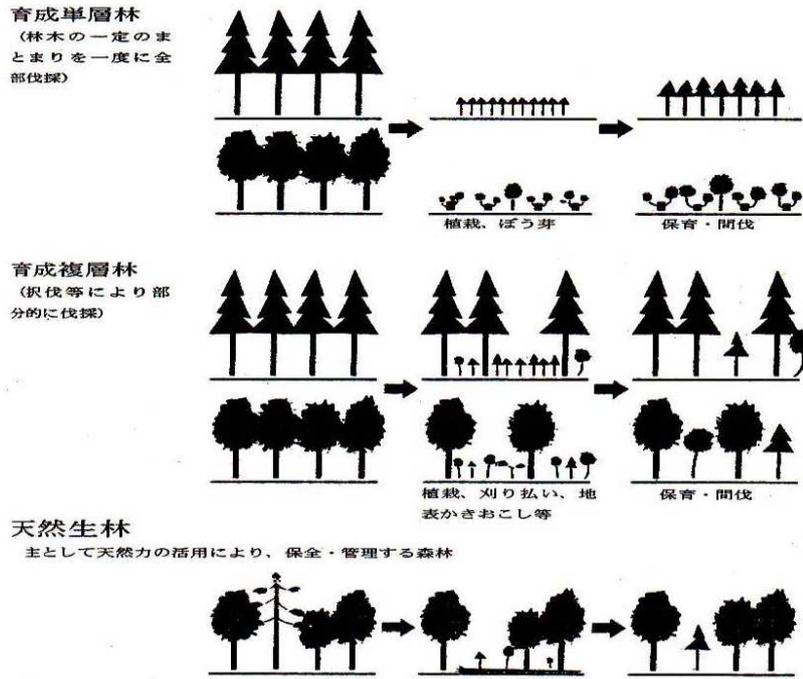
人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高が同じ樹木によって構成された森林。

(2) 育成複層林

人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高又は樹種が異なる樹木によって構成された森林。

(3) 天然生林

自然の遷移にゆだね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。



5 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢とは標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標であり、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能や森林の構成を勘案して定める伐採期（主伐）の基準である。森林資源の増進を図るため、標準伐期齢に達するまでは主伐を見合わせるものとする。ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断することとする。

本市で定める樹種別の標準伐期齢を表2に示すが、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

表2 標準伐期齢の目安

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	カラマツ	マツ	ブナ・ミズナラ	その他広葉樹
本市全域	40年	45年	45年	40年	65年	25年

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）は、利用できる時期に達した立木を皆伐又は択伐で行うものであり、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び森林となること）を前提としている。

なお、主伐をする場合においては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、木材価格・流通状況等の生産動向、施業制限等を踏まえ、次に示す方法（皆伐、択伐、漸伐）に従って行うものとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

【皆伐】

皆伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の全てを伐採する方法である。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とし、適切な更新を図る。

【漸伐】

漸伐とは、伐採区域内の主伐を数回に分けて行うもので、裸地を生ずることのない方法である。上木によって稚樹が保護されるため気象害の危険性が低く、更新後は択伐による複層林型とは違い、単層林型となる。そのため、その後の管理が容易である。

しかし、漸伐は天然力を活用するため、予備伐、下種伐、後伐という伐採を更新木の生長に合わせ、数回に分けて行う必要があり、皆伐と比べ採算性が劣る欠点がある。

また、更新期（予備伐を始めて後伐が終了するまでの期間）に上木に風倒の危険性がある。

以下に漸伐で行われる一連の伐採の種類を示す。

予備伐 種子の結実を促し、稚樹の発生、生育に適した状態を作る弱度の伐採

下種伐 種子の豊作年に実施し、一斉に稚樹の生育を促す強度の伐採

後伐 稚樹の生育に応じて上木を徐々に何回かに分けて伐採する弱度の伐採

(3) その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林及び天然更新補助作業の植え込みをする対象樹種は、表3に示す人工造林の対象樹種のとおりである。なお、基本として、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中～上部に植栽する。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、奥越農林総合事務所又は本市林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。また、市の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

表3 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、マツ等針葉樹、 クヌギ、ナラ類、ケヤキ等広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、施業の効率性や地位（林地の木材の生産力を示す指数）等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件（保安林としての働きを果たすために必要最低限守らなければならない伐採や植栽方法等の森林の取扱い方法）を勘案して、表4に示す1ha当たりの中仕立て（間隔をあけて植栽する方法）の標準的な植栽本数で実施するものとする。

また、奥地の天然生林においては、拡大造林を行わず、天然力を活かした森林として維持するものとする。

なお、表4で示す植栽本数と大幅に異なる場合には、あらかじめ奥越農林総合事務所又は本市林業担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定し、植栽するものとする。

表4 人工造林の樹種及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	2,300～2,500	
ヒノキ	中仕立て	2,300～2,500	
広葉樹	中仕立て	2,500～	

(3) その他人工造林の方法

植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等、表4で示す植栽本数から大幅に異なる場合等は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

なお、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとし、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

また、表5に示す作業を実施し、人工造林地において確実に成林が図られるように努める。

表5 人工造林の造林方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	長方形植え又は、三角植えとし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	10月～11月中旬（春植えは5月）までに行うものとする。

(4) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐後の伐採跡地に人工造林するまでの猶予期間は、森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、原則として2年以内とする。ただし、択伐や漸伐によるものについては、皆伐に比べて森林の公益的機能への影響が小さいことを考慮し、伐採後おおむね5年以内とする。なお、漸伐に関しては下種伐を実施した時から起算する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象は、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採及び帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。これらと併せて、萌芽による更新が可能な樹種を表6に示す。

。

表6 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	高木性の在来樹種全般
萌芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クヌギ、クリ、シラカシ、イヌブナ、ケヤキ、イヌシデ、ホオノキ、ヤブニッケイ、イタヤカエデ、カスミザクラ、エゾヤマザクラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

萌芽更新では、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に萌芽整理を行うものとする。

1つの切り株につき3～5本の萌芽を目安として残し、多数発生している萌芽を取り除く。

天然下種更新では、ササや落葉落枝の堆積等により更新が阻害されている箇所において末木枝条類の除去や掻き起こしを行う。また、天然下種更新を確実にを行うため、発生した稚樹の生育を促進する刈り出しや、更新の不十分な箇所には植え込みを行う。

天然更新による対象樹種の期待成立本数を表7に示し、更新を確実なものとするために、天然更新補助作業の標準的な方法を表8に示す。

表7 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
高木性の在来樹種	10,000本/ha

表8 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害される箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行なうものとする。
萌芽整理	萌芽更新を行なった箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり3～5本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

(3) その他天然更新の方法

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本/haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本/ha以上）とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図る。

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新によるものについては、原則として、皆伐後おおむね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。天然更新の完了確認は、福井県天然更新完了基準に基づき行う。更新が完了していない場合は、植え込み又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

表9に示す森林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であるため、皆伐後は植栽に努めるものとする。

表9 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
1～11、16～18、20、24～51、53 ～61、63～79、82～87、89～100 104～124、126、128～138、1 40～144、147～148、153～15 4、156、161～166、169～171、 173～191、193、194、196～19 9、201～203、205～207、209、 216～236、238～296、298～31 0林班	上記(1)の基準に照らし、天然更新が期待でき ない人工造林地に限る。 左記の区域内であっても、送電線下の伐採跡地 については、植栽によらなければならぬ的確 な更新が困難な森林から除外する。ただし、設備 の撤去等で利用目的が失われた場合は、人工造 林等により速やかな更新を図る。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定め
る。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)に規定した表3の「人工造林の対象樹種」と同一のものとし、
その内容を表10に改めて示す。

表10 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ、マツ等針葉樹、 クヌギ、ナラ類、ケヤキ等広葉樹	

※アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)に規定した表6の「天然更新の対象樹種」と同一のものとし、
その内容を表11に改めて示す。

表 1 1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	高木性の在来樹種全般
萌芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クヌギ、クリ、シラカシ、イヌブナ、ケヤキ、イヌシデ、ホオノキ、ヤブニッケイ、イタヤカエデ、カスミザクラ、エゾヤマザクラ等

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

人工造林については、5年生時点での対象樹種の立木の最大成立本数は針葉樹では2,500本/ha、広葉樹では10,000本/haとする。また、天然更新については、5年生時点での対象樹種の立木の最大成立本数は10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、計画事項を定めるものとする。

ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、本市においては35年生以下の人工林の林分が多く占めているが、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育作業について適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を表12に示す。

表12 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(スギ 2,500本/ha植栽)

地位	間伐回数	林齢 (年)	樹高 (m)	間伐率 (%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初回	15	8	10	2,100
	2回目	20	11	14	1,800
	3回目	25	14	17	1,500
	4回目	30	16	27	1,100
	5回目	35	18	27	800
	6回目	45	22	25	600
	(7回目) (8回目)	60 80	26 31	17 20	500 400
中	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1回目	28	11	27	1,200
	2回目	43	16	36	770
	(3回目) (4回目)	60 80	21 24	30 26	540 400
下	(自然枯死)				(2,000)
	1回目	28	6	23	1,650
	2回目	43	12	36	1,050
	(3回目) (4回目)	60 80	13 26	30 26	750 550
間伐木の 選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。				

※ () 書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※ 地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。

※ 材積に係る伐採率は35%以下とする。

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

林分の生育状況により判断するが、次の表を参考に決定する。

標準伐期齢未満（人工植栽によるもので樹種を問わない）	おおむね10年
標準伐期齢以上（人工植栽によるもので樹種を問わない）	おおむね15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表13に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施する。

表13 保育の種類別の標準的な方法

保育種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								保育の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	
根踏み	スギ ヒノキ	1								融雪直後に植栽木（根浮）の根元に土を掛けてよく踏み固める。
下刈り	スギ ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7		植栽の翌年から年一回を原則とし雑草繁茂の著しい所は、一年生より実施する。一回刈りは6~8月を基準とする。 ※4回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪起し	スギ ヒノキ	2	3	4	5	6	7	8	9	植栽後の翌年から、融雪後状況に応じて実施する。また、3齢級も状況に応じて実施する。
除伐	スギ ヒノキ	8	12							植栽後8年目から間伐までの間に造林木の成長が阻害されている箇所、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、10月頃を目安とする。

枝打ち	スギ ヒノキ	13	17	21	25	30				植栽後13年目から5回程度実施する。病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。
つる切り	スギ ヒノキ	10	18							下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は8～10月頃を目安とする。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、「越前地域森林計画」に基づき、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分し、次のとおり定める。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源涵養機能林^{かん}」「山地災害防止機能林^{かん}」「保健文化機能林^{かん}」とする。各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするとともに、その区域が分かるよう明示する。

(1) 水源涵養機能林^{かん}(水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林及び地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林など水源涵養機能^{かん}の発揮を重視すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2により定めるものとする。

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

森林の伐採齢の下限

区 域	樹 種	
	ス ギ	ヒノキ
水源涵養機能林 ^{かん} (特に機能の発揮の必要のある森林)	50年 (おおむね80年)	55年 (おおむね90年)

- (2) 山地災害防止機能林、保健文化機能林（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ア 区域の設定

次の①～②の森林の区域については、別表1により定めるものとする。

- ① 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。山地災害防止機能の維持増進を図るため、下層植生の維持を図り適正な間伐又は保育を行い、根系の発達を確保することを主眼として、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とした森林施業を行うものとする。

- ② 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成及び配置状況、地域住民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ 森林施業の方法

次のaからcの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、(ウ)の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、(イ)の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、(ア)の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は(エ)の特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- a 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林。
- b 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- c 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上の時期とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採する。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種	
	ス ギ	ヒノキ
山地災害防止機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林	おおむね80年	おおむね90年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成に当たっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、又は天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業、又は植栽を実施すること。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定める。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるものとする。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ) の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。ただし、伐採率についてはいずれも30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定する。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行う。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又は、その状態を維持するため、伐採を促進する。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な

生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行う。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行う。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材生産機能林

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、別表1により定める。

なお、この区域のうち、林地生産力や傾斜、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会的条件において施業が有効な区域については、「特に効率的な施業が可能な森林」として別表1により定める。この際、人工林を中心とした林分であることなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分留意することとする。

(2) 森林施業の方法

木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、特に山ぎわを中心とした森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後には原則、植栽による更新を行う。

ただし、アカマツの天然下種更新や、コウヨウザン等のぼう芽更新を行う森林、福井県天然更新完了基準で示されているぼう芽更新が期待できる樹種の森林、鉄塔・電線・標識にかかる森林などを例外として除くものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市では、不在村森林所有者の増加及び森林所有者の高齢化が進んでいることから、森林組合等による施業又は経営の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保及び森林の経営規模の拡大に努める。

2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林組合は、森林の施業又は森林経営の受委託について、森林所有者に対しダイレクトメール等を活用した普及・啓蒙活動を強化する。

また、福井県と森林所有者や施業履歴等の森林に関する情報の共有化に努める。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者にとって森林は、先祖から引き継いできたものであり、愛着深いものである。経営を委託された者は、森林所有者と密に連絡をとり、森林所有者の意向を確認した上で、森林経営を行う。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

間伐等の適切な整備及び保全を促進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供及び開示等、ICT技術を活用した森林境界の明確化を推進するなど森林管理の適正化を図る。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林法第10条の11に規定される森林施業協定は、施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置等を内容としたものである。森林所有者の共同による施業の確実な

実施に努めるため、この協定の締結の促進に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、高密度作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会等を利用し、森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成するものとする。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）は、全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網、土場、作業場等の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を表14に示す。

表 1 4 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網 (林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	30 ~ 40m
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m以上	23 ~ 34m
	架線系 作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 (50) m以上	16 ~ 26m
	架線系 作業システム	20 (15) m以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m以上	5 ~ 15m

注：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定し図示する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、福井県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

「越前地域森林計画」に記載されている本市の林道の開設・拡張に関する計画のうち、着工を検討している基幹路網について別表3に示す。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野

庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の作設に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として、福井県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の安定的確保を図るための施設の整備、雇用の長期化、安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進、労働安全、衛生教育の推進、振動障害予防対策の強化等をはかり、就労基盤の整備に努める。また、技術研修会等を実施し、作業技術の向上を推進するとともに、技術職員として任用できるような技術、技能を有する人材の養成に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林を高齢級に誘導し、多様な森林に整備していくためには、今後も間伐の実施が必要である。また、主伐期を迎える人工林が増加するため、利用間伐も増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細かつ分散しており、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の効率化を図るためには、林業の機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入を図るものとし、導入を支援していく。

そのため、林業事業体には地域にあった高性能林業機械の普及、高性能林業機械オペレーターの養成を推進し、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。機械

の導入に当たっては、作業能力だけではなく、造材、集材、運材等既存の機械の作業能力を踏まえ、新たなシステムとして作業効率の向上を図ることに留意し、林業機械の導入の促進に努めるものとする。

また、生産拡大や効率化につながる ICT 技術等の技術研修、講習会への参加を支援し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。

表 1 5 森林施業の合理化を図るために必要な機械

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー
造 材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
集 材		クレーン付きトラック フォワーダ	クレーン付きトラック タワーヤーダ フォワーダ
造 林 保育等	地拵	チェーンソー	チェーンソー
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打	自動枝打機	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、地域材活用に向けて積極的に推進すべき重要課題となっている。

特に、素材の安定的供給に努めるとともに、九頭竜森林組合の木材加工場の健全な運営を目指し、生産から加工までの一貫した組織体制を確立するとともに、木材価格、需要量の変動に対応可能な計画的、安定的な供給体制の確立に努める。

また、集成材や合板工場における市産材の利用拡大に加え、木質バイオマス発電施設の導入により伐採した材を余すことなく利用できる環境が整ったことから、ウッドターミナル等を設置し需要先へ直送することにより、流通コストの削減を図るものとする。

更に、木質バイオマス発電での利用に加え、ペレットストーブや薪ストーブの導入など地域での熱利用についても推進するものとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は別表 4 に示す。

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)のとおり定める。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表7に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる被害防止対策を森林の区域の実情や森林の被害状況に応じ単独で又は組み合わせて実施することとし、特に植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等によるモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査又は現地調査等により確認する。（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。）

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を的確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

①松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

<対策対象松林と防除手法>

	松林区分	防除手法	備考
保全松林	高度公益機能森林	特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。	アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。
	地区保全森林	高度公益機能森林に準じて防除を実施する。	
周辺松林	被害拡大防止森林	高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除等の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。	
	地区被害拡大防止森林	地区保全森林への被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に準じて防除を実施する。	

②ナラ枯れ被害対策

森林病虫害等防除法に基づき、自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者へ森林病虫害に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、的確な被害状況の把握に努め、森林病虫害防除の円滑な実行を確保する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市では、クマの剥皮被害が発生しており、被害防止のためにテープ巻き等の予防策を講じているが、林業被害が拡大する危険性がある。そのため、予防策に加え捕獲等の対策も進めていく必要がある。また、餌を求めて人里に近づくことを防止するため、生息地や食料の確保のため奥山や鳥獣保護区等において針広混交林化を進めることとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を防止するため、防火線の設置や初期防火用水の確保を適宜実施するとともに林野に火入れを行う際には、勝山市火入れに関する条例に基づき、許可を受けるとともに防火帯の確保等林野火災の発生を防がなければならない。

また、たばこのポイ捨てを撲滅するため灰皿を携帯する等の啓発や、市政広報を通じ林野火災の防止の広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

森林所有者が森林の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じるものとし、必要な場合には行政と連絡を密にし、対応するものとする。

また、森林の整備については、福井県環境基本計画（令和5年3月改定）における里地里山の保全再生や生物多様性を重視した自然環境の保全再生、また福井県第二種特定鳥獣管理計画－ニホンジカ（令和4年3月策定）、－イノシシ（令和4年3月策定）、－ニホンザル（令和4年3月策定）や福井県第一種特定鳥獣保護計画－ツキノワグマ（令和4年3月策定）における生息環境ごとの管理、被害防除対策との整合性を図りながら取り組むこととする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能を増進する森林のうち別表5に示す森林について、森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ多様な樹種からなる明るく色調に変化のある森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として、別表6に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内の森林においては、表16に示すところに従い、適正な施設の整備及び維持管理をする。

表16 森林保健施設の整備

施設の整備及び維持管理
管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高を表17に示す。

表17 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	19m	
ヒノキ	15m	
マツ	17m	
ケヤキ・クヌギ	8m	
その他広葉樹	8m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した保健機能の増進が図られるよう森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項
- (5) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
北郷区域	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・ 14・15・16・17・18・19・20・21・ 22・23・24・25・26・27・28・29・30・ 31・32・33・34・35	2,003.69
荒土区域	36・37・38・39・40・41・42・43・44・ 45・46・47・48・49・50・51・52・53・ 54・55・56・57	1,337.82
野向第1区域	58・59・60・61・62・63・64・65・66・ 67・68・69・70・71・72・73・74・75	1,226.99
野向第2区域	76・77・78・79・80・81・82・83・84	630.04
北谷第1区域	85・86・87・88・89・90・91・92・93・ 94・95・96・97・98・99・100・101・ 102・103・104・105・106・107	1,273.50
北谷第2区域	110・111・112・113・114・115・116・ 117・118・119・120・121・122・123・ 124・125・126・127・128・129・130・ 131	1,289.54
北谷第3区域	108・109・132・133・134・135・136・ 137・138・139・140・141・175・176・ 177・178・179・180	1,046.23
北谷第4区域	142・143・144・145・146・147・148・ 149・150・151・152・153・154・155・ 156・157・158・159・160・161・162・ 163・164・165・166・167・168・169・ 170・171・172・173・174	2,373.41

村岡区域	181・182・183・184・185・186・187・ 188・189・190・191・192・193・194・ 195・196・197・198・199・200・201・ 202・203・204・205・206・207・208・ 209・210・211・212・213・214・215・ 216・217・218・219・220・221・222・ 309・310	2,450.63
平泉寺第1区域	223・224・225・226・227・228・229・ 230・231・232・233・234・235・236・ 237・238・239・240・241・242・243・ 244・245・246・247・248・249・254・ 255	1,753.74
平泉寺第2区域	250・251・252・253・256・257・258・ 259・260・261・262・263	652.22
遅羽区域	264・265・266・267・268・269・270・ 271・272・273・274・275・276	660.97
鹿谷区域	277・278・279・280・281・282・283・ 284・285・286・287・288・289・290・ 291・292・293・294・295・296・297・ 298・299・300・301・302・303・304・ 305・306・307・308	1,483.89

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の資源を活用した木材産業は裾野の広い産業と言われ、地域経済の要ともなりうる産業である。このことから本市の80%を占める森林を活用するため、合法性を証明した市産材を使用した住宅等の地産地消の家づくりを推進し、川下から川上までの地域経済の振興を図ることに努める。

また、木質バイオマス発電の導入により市産材の利用できる環境が整ったことから、林業、木材産業関係者の連携を強化し、低コストで安定的に供給し得る体制整備に加え、公共施設や公共土木工事での利用拡大や品質管理の徹底、PR効果の高い場所での利用に係る普及啓発活動等を通じ需要拡大を図り、循環利用を基軸とした計画的な伐採及び造林を促進するものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

170字奥山の森林公園周辺の森林については、森林浴、自然観察等に適した森林として

広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進するとともに、景観の向上に配慮しつつ、広葉樹との混交化を図るものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

平成17年度より市内4小学校の緑の少年団を中心に、森林に実のなる木を植栽する「交流の森づくり」事業を実施している。

これは、小学生が自ら植栽する体験を通して、生態系の生物多様性及び人と動物との関わりを学習するものである。

今後も、様々な関係団体との交流の下、クマや野鳥などの野生生物の餌場が確保できるよう、奥山に実のなる樹木を植栽する取り組みも引き続き継続していくものとする。

また、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの観点から、健全な山を育成・保全する仕組みを推進するため、CSR（企業の社会的責任）活動の参画を推進し、広葉樹植樹を行う「企業の森づくり」の促進を図る。

6 針広混交林化に関する事項

ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

イ 針広混交林化の方法

針広混交林化に当たっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生するおそれがある箇所については、帯状、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入に当たっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

①事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

②更新補助作業

必要に応じ造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

③更新完了基準

伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理集積計画作成に係る意向調査計画

令和2年度から令和11年度に意向調査を実施

(2) 計画期間内における勝山市森林経営管理事業計画

該当なし

8 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 森林の土地売買の監視に関する事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無断伐採や産業廃棄物不法投棄の受け入れ先、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じるおそれがある。

このため、特に、ダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

監視の強化を図るべき区域

○ダム上流の森林

- ・浄土寺川ダム（勝山市）
- ・小原ダム（勝山市）

○生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林

○水源涵養保安林

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)
<p style="text-align: center;">水源^{かん}涵養機能林</p> <p>(水源^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)</p>	<p>3~6・8・10~28・33~35・42~44・46 ~55・61~73・76・78・85~105・107 ~109・111~115・117~131・133~1 44・146~154・156~178・180~184 ・186・188~200・203・205~208・2 10~215・218~220・222・231~244 ・246~248・261・265~268・286~2 91・297・301・304~306・308</p>	<p style="text-align: center;">12,811.14</p>
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>山地災害防止機能林 (土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)</p> <p>1・3~26・28~45・47~55・57~61・6 2 (小班6・7・8・47・48・49・60・61・6 2・64除く)・63~65・67・69~71・73・ 74・76~78・82~87・88 (小班7~12・1 4・15・18・19・20・27~32・34・37~ 40・49~52・55・60・61・62・64・68 ~71除く)・89~101 (小班87・88・89・9 1・92・93除く)・105~144・146~148 ・150~154・156・157・159~169・1 71~186・188~191・192 (小班2・6・7 ・8・20~28・30除く)・193・194・195 (小班22~24除く)・196~199・200 (小班 1~8除く)・201・203・204 (小班15除く) ・206~208 (小班11~18除く)・212 (小班 1~17除く)・213 (小班15~30・65~67・ 91~95除く)・214 (小班1~9除く)・215 (小 班12~21・24・25除く)・218~220・2 22~224・226~236・238~247・249 ・250・256・258~260・263~270・2 72~274・276~281・284・285・287 ~292・298~302・304~309</p>	<p style="text-align: center;">15,211.40</p>

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>保健文化機能林 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)</p>	<p>80 (小班9~11・13~16・18・19除く)・81 (小班3・8・17~22・31・38~46除く)・118~130・139・148~154・156~175・190・191・192 (小班2・6・7・8・20~28・30除く)・193・194・195 (小班22~24除く)・196~199・203・205~208 (小班11~18除く)・210 (小班1~10・12・14~18除く)・212 (小班1~17除く)・213 (小班15~30・65~67・91~95除く)・214 (小班1~9除く)・215 (小班12~21・24・25除く)・218~220・223・225~236・238~240・243~279・304・305・307・308</p>	<p>7,023.80</p>
<p>木材生産機能林 (木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)</p>		<p>2・56・62・75・79~81・88・101~103・145・155・187・192・195・200・202・204・208~217・221・237・282・283・293~296・303・310</p>	<p>2,134.07 1,023.81</p>
<p>うち、特に効率的な施業が可能な森林</p>		<p>62のうち小班(6・7・8・47・48・49・60・61・62・64)・80のうち小班(9~11・13~16・18・19)・81のうち小班(3・8・17~22・31・38~46)88のうち小班(7~12・14・15・18・19・20・27~32・34・37~40・49~52・55・60・61・62・64・68~71)・101のうち小班(87・88・89・91・92・93)・102のうち小班(2~6・9~15・26~31)・103のうち小班(46~51)・192のうち小班(2・6・7・8・20~28・30)・195のうち小班(22~24)・200のうち小班(1~8)204のうち小班(15)・208のうち小班(11~18)210のうち小班(1~10・12・14~18)・211・212のうち小班(1~17)213のうち小班(15~30・65~67・91~95)・214のうち小班(1~9)・215のうち小班(12~21・24・25)・237</p>	<p>471.43</p>

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域内の森林における施業の方法

区 分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の 維持増進を図るための 森林施業を推進すべき 森林	伐期の延長を推進すべき森林	62 (小班6・7・8・47・48・49・60・61・6 2・64)・88 (小班7~12・14・15・18・19 ・20・27~32・34・37~40・49~52・55 ・60・61・62・64・68~71)・101 (小班8 7・88・89・91・92・93)・102・103・1 92 (小班2・6・7・8・20~28・30)・195 (小 班22~24)・200 (小班1~8)・208 (小班1 1~18)・210 (小班1~10・12・14~18)・ 211・212 (小班1~17)・213 (小班15~30 ・65~67・91~95)・214 (小班1~9)・21 5 (小班12~21・24・25)・237	494.49
	長伐期施業を推進すべき森林	3~6・8・10~26・27・28・33~35・42~ 44・46・47~55・61・62 (小班6・7・8・4 7・48・49・60・61・62・64除く)・63~6 5・66・67・68・69~71・72・73・76・7 8・85~87・88 (小班7~12・14・15・18・ 19・20・27~32・34・37~40・49~52・ 55・60・61・62・64・68~71除く)・89~ 100・101 (小班87・88・89・91・92・93 除く)・104・105・107~109・111~115 ・117~131・133~144・146~148・14 9・150~154・156・157・158・159~1 69・170・171~178・180~184・186・ 188~191・192 (小班2・6・7・8・20~28 ・30除く)・193・194・195 (小班22~24除 く)・196~199・200 (小班1~8除く)・203 ・205・206・207・208 (小班11~18除く) ・210 (小班1~10・12・14~18除く)・212 (小班1~17除く)・213 (小班15~30・65~6 7・91~95除く)・214 (小班1~9除く)・215 (小班12~21・24・25除く)・218~220・2 22・231~236・238~244・246・247・ 248・261・265~268・286・287~291 ・297・301・304~306・308	12, 133.24

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>1・3～26・28～45・47～55・57～61・62 (小班6・7・8・47・48・49・60・61・62・64除く)・63～65・67・69～71・73・74・76～78・80 (小班9～11・13～16・18・19除く)・81 (小班3・8・17～22・31・38～46除く)・82～87・88 (小班7～12・14・15・18・19・20・27～32・34・37～40・49～52・55・60・61・62・64・68～71除く)・89～100・101 (小班87・88・89・91・92・93除く)・105～144・146～148・149・150～154・156・157・158・159～169・170・171～186・188～191・192 (小班2・6・7・8・20～28・30除く)・193・194・195 (小班22～24除く)・196～199・200 (小班1～8除く)・201・203・204 (小班15除く)・205・206・207・208 (小班11～18除く)・210 (小班1～10・12・14～18除く)・212 (小班1～17除く)・213 (小班15～30・65～67・91～95除く)・214 (小班1～9除く)・215 (小班12～21・24・25除く)・218～220・222～224・225・226～236・238～247・248・249・250・251～255・256・257・258～260・261・262・263～270・271・272～274・275・276～281・284・285・287～292・298～302・304～309</p>	<p>16,028.09</p>
	<p>特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林</p>	<p>26・130</p>	<p>178.98</p>

【別表 3】 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	位置 (市町)	路線名	延長 (m)	利用区 域面積	前半 5 年 の計画箇 所	備考
開設	自動車道	勝山市	越前大仏線	3,300m	1,216ha	—	
〃	〃	〃	勝山北部 1 号線	3,100m	1,768ha	—	
〃	〃	〃	芦谷線	600m	19ha	—	
〃	〃	〃	一本松線	5,000m	137ha	—	
〃	〃	〃	亥振谷線	300m	49ha	—	
〃	〃	〃	牛ヶ谷線	200m	288ha	—	
〃	〃	〃	小暮見線	400m	172ha	—	
〃	〃	〃	新道横倉線	200m	1,165ha	—	
〃	〃	〃	新道横倉 2 号線	900m	288ha	—	
〃	〃	〃	取立山線	600m	214ha	—	
〃	〃	〃	中の平線	300m	53ha	—	
〃	〃	〃	中山線	100m	88ha	—	
〃	〃	〃	畑ヶ城線	700m	238ha	—	
〃	〃	〃	牛ヶ谷 2 号線	300m	32ha	—	
〃	〃	〃	保月山線	700m	29ha	—	
〃	〃	〃	杉山線	200m	785ha	—	
〃	〃	〃	明栴線	300m	39ha	—	
〃	〃	〃	松尾線	500m	149ha	—	
〃	〃	〃	大師山線	300m	116ha	—	
〃	〃	〃	栴神谷線	300m	144ha	—	
〃	〃	〃	水無線	700m	153ha	—	
〃	〃	〃	西ヶ平線	300m	220ha	—	
〃	〃	〃	金山線	400m	199ha	—	
〃	〃	〃	細野口線	300m	97ha	—	
合計			24 路線	20,000m			

開設／拡張	種類	位置 (市町)	路線名	延長 (m)	利用区 域面積	前半5年 の計画箇 所	備考
拡張 (改良)	自動車道	勝山市	岩屋線	4,000	1,045ha	○	
〃	〃	〃	小原線	4,000	2,124ha	○	
〃	〃	〃	法恩寺線	1,700m	2,857ha	○	
〃	〃	〃	芦谷線	300m	19ha	—	
〃	〃	〃	板谷線	800m	369ha	—	
〃	〃	〃	伊知地線	1,000m	627ha	—	
〃	〃	〃	一本松線	1,000m	137ha	—	
〃	〃	〃	牛ヶ谷線	1,600m	288ha	—	
〃	〃	〃	奥山線	1,500m	499ha	—	
〃	〃	〃	河合線	500m	93ha	—	
〃	〃	〃	暮見谷線	300m	190ha	—	
〃	〃	〃	小暮見線	800m	172ha	—	
〃	〃	〃	新道横倉線	2,000m	1,165ha	—	
〃	〃	〃	杉山線	400m	785ha	—	
〃	〃	〃	谷線	200m	50ha	—	
〃	〃	〃	大師山線	1,000m	116ha	○	
〃	〃	〃	中山線	500m	88ha	○	
〃	〃	〃	畑ヶ城線	1,000m	238ha	○	
〃	〃	〃	坂東島線	1,000m	125ha	○	
〃	〃	〃	保月山線	500m	29ha	—	
〃	〃	〃	水呑谷線	2,000m	142ha	—	
〃	〃	〃	山田線	500m	79ha	—	
〃	〃	〃	明栢線	500m	39ha	—	
〃	〃	〃	陰山線	1,000m	174ha	○	
〃	〃	〃	細野口線	2,328m	97ha	—	
拡張 (舗装)	〃	〃	岩屋線	5,403m	1,045ha	○	
〃	〃	〃	小原線	100m	2,124ha	○	
〃	〃	〃	板谷線	1,373m	369ha	○	
〃	〃	〃	一本松線	2,400m	137ha	—	
〃	〃	〃	牛ヶ谷線	1,000m	288ha	○	
〃	〃	〃	奥山線	1,243m	499ha	○	
〃	〃	〃	暮見谷線	1,100m	190ha	—	
〃	〃	〃	小暮見線	2,330m	172ha	○	

開設／拡張	種類	位置 (市町)	路線名	延長 (m)	利用区 域面積	前半5年 の計画箇 所	備考
拡張 (舗装)	自動車道	勝山市	新道横倉線	4,100m	1,165ha	—	
〃	〃	〃	杉山線	200m	785ha	—	
〃	〃	〃	大師山線	1,900m	116ha	○	
〃	〃	〃	中山線	1,022m	88ha	○	
〃	〃	〃	水呑谷線	1,000m	142ha	—	
〃	〃	〃	明栴線	1,500m	39ha	○	
〃	〃	〃	牛ヶ谷2号線	500m	32ha	—	
〃	〃	〃	高平線	500m	59ha	—	
〃	〃	〃	畑ヶ城線	1,000m	238ha	○	
〃	〃	〃	杉山線恐竜道線	300m	185ha	—	
〃	〃	〃	陰山線	2,000m	174ha	—	
合計			44 路線	59,399m		18 箇所	

【別表4】 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (R元年度)			計画			備考
	位置	規模 (t)	対図面 番号	位置	規模 (t)	対図面 番号	
木炭生産施設	荒土町	0.6	1	荒土町		1	
〃	北谷町	0.5	2	北谷町		2	
わさび生産施設	北谷町	0.1	2	北谷町		2	
九頭竜森林組合木材 加工所	奥山	保管倉庫2棟 加工場1棟 管理棟1棟 木材乾燥機2基	4	奥山		4	

【別表 5】 保健機能森林の区域

地区名	森林の所在	森林の林種別面積						備考
	林班小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
岩屋	26, 27 林班	ha 14.0	ha 5.3	ha 5.1	ha —	ha —	ha 3.6	
東山	130 林班	41.7	31.3	10.4	—	—	—	
合計		55.7	36.6	15.5	—	—	3.6	

【別表 6】 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

地区名	施業の区分	施業の方法
岩屋	伐採	択伐を原則とする。
	造林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
東山	植栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
	保育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

【別表 7】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積 (ha)
ニホンジカ	3・5～8・16～45・57・62・68～90・98～99・101～137・140～144・175～189・198～207・215・218～223・226～228・264～288・293・302～310	10,023.4